県章

和歌山県報

発行 和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目　　次（＊については県例規集登載事項）

○　教育委員会規則
＊1　和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
○　公安委員会規則
＊3　和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
○　告示
212　有害図書等の指定　（青少年・男女共同参画課）
213　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更　（障害福祉課）
214　障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更　（　〃　）
215　救急診療所の認定　（医務課）
216　平成14年和歌山県告示第352号（和歌山県中小企業設備近代化資金に係る延滞債権の徴収事務委託）の廃止　（商工観光労働総務課）
217　道路の区域変更　（道路保全課）
218　新道路の供用開始等　（　〃　）
219　道路の区域変更　（　〃　）
220　新道路の供用開始等　（　〃　）
221　車両制限令に基づく道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路の指定　（　〃　）
222　〃　（　〃　）
223　海岸法に基づく簡易代執行により除却した他の施設等の保管　（港湾空港振興課）
224　平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）の一部改正　（　〃　）
225　パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（警察本部）
○　公告
主要農作物の奨励品種の指定　（果樹園芸課）
入札公告　（警察本部）

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年2月27日

和歌山県教育委員会委員長　湯　川　　　力

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立橋本高等学校の項中「

全日制	普通（探究、総合）

」を「

全日制	普通（探究、総合）
	普通

」に改め、同表和歌山県立和歌山工業高等学校の項中「

工業	機械
	電気
	電子機械
	工業化学
	化学技術
	建築
	土木
	インテリア
	色染化学

」を「

工業	機械
	電気
	化学技術
	建築
	土木
	産業デザイン
	創造技術

」に改

	産業デザイン
	創造技術

」

め、同表和歌山県立日高高等学校の項中「

全日制	普通
	自然科
	総合科

学
学

」を「

全日制	普通
	総合科学

」に改め、同表和歌山県立熊野高等学校の項中「

西牟婁郡上富田町

大字朝来670	全日制	総合	
		看護	看護

」を「

西牟

婁郡上富田町大字朝来670	全日制	総合	
		看護	看護
	専攻科	看護	看護

」に改め、同表和歌山県立新宮高等学校の項中「

全日制	普
	工

通	
業	建設工学

」を「

全日制	普通

」に改め、同表和歌山県立新翔高等学校の項中「

全日制	商
	総

業	情報処理
	現代ビジネス
合	

」を「

全日制	総合

」に改め、同表和歌山県立和歌山第二工業高等学校の項中「

工業	機械
	電気
	建築

」を「

工業	機械
	建築

」に改める。

附　則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年2月27日

和歌山県公安委員会委員長　大　岡　淳　人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部岸上警察官駐在所（橋本市岸上）の項中「岸上警察官駐在所（橋本市岸上）」を「山田警察官駐在所（橋本市柏原）」に改め、同表和歌山県岩出警察署の部中貴志交番（紀の川市貴志川町神戸）の項中「中貴志交番（紀の川市貴志川町神戸）」を「貴志川交番（紀の川市貴志川町前田）」に改める。

附　則

この規則は、平成21年3月8日から施行する。ただし、別表第1和歌山県橋本警察署の部岸上警察官駐在所（橋本市岸上）の項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第212号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年2月17日指定した。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

種　別	図　書　等　名	コード番号	発行所名

コミック	Sweet　プチ　3月号	15487-03	笠倉出版社
コミック	恋愛熱情ラブパッション　3月号	09657-03	一水社
コミック	ポシェット　3月号	18103-3	小学館
コミック	ラブキス　3月号	19147-03	笠倉出版社
コミック	miniシュガー　vol.1	18328-02	秋水社
月刊誌	実話ドキュメント　3月号	05267-3	竹書房
月刊誌	実話時代　3月号	15277-03	メディアボーイ
雑　誌	漫画実話ナックルズ　増刊vol.11	18422-3	ミリオン出版
月刊誌	実話ナックルズ　3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	裏モノJAPAN　3月号	01805-3	鉄人社
月刊誌	実話マッドマックス　3月号	15279-03	コアマガジン
月刊誌	ブブカ　3月号	17885-03	コアマガジン
雑　誌	お宝ガールズ　3月号	02257-03	コアマガジン
月刊誌	ブレイクマックス　3月号	18011-03	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス　3月号	03369-03	コアマガジン
月刊誌	特冊新鮮組DX　3月号	06681-3	竹書房
雑　誌	アングラッシュ！　vol.2	02060-03	晋遊舎
雑　誌	芸能アイドル裏JAPAN　vol.16	62872-25	ブレインハウス
月刊誌	月刊エンタメ　3月号	02053-03	徳間書店
月刊誌	決定版！　XX　3月号	13319-3	ミリオン出版
雑　誌	エキサイティングマックス！スペシャル　vol.11	02092-3	ぶんか社
雑　誌	ZENKAIエンタメ！　vol.4	14004-03	ベストセラーズ
月刊誌	ナックルズ・エキサイティング　03月号	16809-3	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第213号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変　更　前	変　更　後	変更指定年月日
3010101651	チャレンジメイト	申請者の名称	株式会社石橋石油	株式会社石橋	平成21.2.5

和歌山県告示第214号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
センザキ薬局	田辺市湊1625	所在地	田辺市北新町68-8	田辺市湊1625	平成21.1.5
そうごう薬局古屋店	和歌山市古屋59	所在地	和歌山市古屋222-1	和歌山市古屋59	平成21.1.13
アイセイ薬局古屋店	和歌山市古屋57-3	所在地	和歌山市古屋222-1	和歌山市古屋57-3	平成21.1.13
アゼリア薬局	和歌山市木ノ本103-3	所在地	和歌山市古屋434-2　K&Sプラザ1階	和歌山市木ノ本103-3	平成21.1.13
天使の空薬局朝日店	東牟婁郡那智勝浦町朝日2-244	名称	スカイ薬局	天使の空薬局朝日店	平成21.2.1

和歌山県告示第215号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　名称　医療法人辻秀輝整形外科
2　所在地　海南市名高178-1
3　有効期限　平成24年2月3日

和歌山県告示第216号

平成14年和歌山県告示第352号（和歌山県中小企業設備近代化資金に係る延滞債権の徴収事務委託）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　道路の種類　一般国道
2　路線名　311号

区　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市本宮町渡瀬字下湯川637番3地先から同市本宮町渡瀬字下湯川44番2地先まで	旧	5.90 ～ 11.30	82.60	
同上	新	8.50 ～ 39.40	82.60	

和歌山県告示第218号

平成21年和歌山県告示第217号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　道路の種類　一般国道
2　路線名　168号

区　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
新宮市五新1905番1地先から同市南桧杖字竹ノ前142番地先まで	旧	8.50 ～ 26.20	1,012.80	越路隧道 L=346.60
同上	新	8.50 ～ 26.20	1,012.80	越路隧道 L=346.60
同上	新	11.20 ～ 56.70	1,002.50	新越路トンネル L=461.00 南桧杖橋 L=272.00

和歌山県告示第220号

平成21年和歌山県告示第219号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月28日18時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県告示第221号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区　間
主要地方道 泉佐野岩出線	和歌山県岩出市押川字川口21地先から 和歌山県岩出市中迫174地先まで
主要地方道 那智山勝浦線	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮字中須江崎84番1地先から 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮字中須岩本25番1地先まで

2　指定する期日　平成21年4月1日

和歌山県告示第222号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　　間
主要地方道 那智山勝浦線	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮字中須江崎84番1地先から 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮字中須岩本25番1地先まで

2　指定する期日　平成21年4月1日

和歌山県告示第223号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により除却した他の施設等（法第7条第1項に規定する他の施設等をいう。以下同じ。）について、法第12条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第3条の4第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該他の施設等の保管その他の措置に要した費用については、法第12条第9項の規定により、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	種　類	全長、幅、高さ（cm）	色等の特徴	備　考
1	ローボート	280×100×35	白色	
2	ミニボート	210×105×40	黄色	
3	ミニボート	280×110×40	黄色	
4	ローボート	340×130×40	紺色	
5	ローボート	350×130×40	黄色、底部は白色	
6	ローボート	230×110×40	白色	
7	ローボート	270×100×40	白く剥げた水色	
8	ミニボート	240×110×40	水色、底部は剥げた黄色	
9	ミニボート	310×130×45	黄色、底部は腐食した灰色	
10	ローボート	280×105×30	青色	台車付き
11	ローボート	340×110×40	白く剥げた水色	
12	ローボート	350×110×40	白色	
13	生け簀の蓋	170×135	水色	
14	台車、船台	台車300×68×75 船台150×100×84	水色、荷受部分は青色 〃	

2　保管した他の施設等の放置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時

場所　和歌山市和歌浦南三丁目1710番地先の海岸保全区域内

日時　平成21年1月20日　午前9時25分から午前10時50分まで

3　保管した他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

日時　平成21年1月20日　午前10時50分から

場所　和歌山市西浜1660-622

4　保管した他の施設等を返還する場合の手続

和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5　本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

和歌山市築港6丁目22番地

和歌山下津港湾事務所　総務管理課（電話番号073-431-7266）

和歌山県告示第224号

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　別図を次のように改正する。（「次のように」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所において縦覧に供する。）

2　表和歌山下津港の項中「西脇地区、内港地区、大浦地区、海南地区、冷水地区、大崎地区、下津地区、有田地区　琴の浦地区、女良川地区、」を「西脇地区、内港地区、琴の浦地区、海南地区、冷水地区、大崎地区、女良川地区、下津地区、有田地区、」に改める。

和歌山県告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務

（2）業務内容

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（3）業務の処理に関する事項

ア　業務従事人数

3人

イ　業務処理日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日とする。

ウ　業務処理時間

和歌山県公安委員会が設置するパーキング・チケット発給設備の規制開始時間の30分前から終了時間の30分後までとする。

2　一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8に規定する道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条第1項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は同条第2項に規定する措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成21年2月27日（金）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

（3）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加を停止されていない者であること。

（4）国税及び県税に未納がない者であること。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

（6）暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

（7）和歌山県内に本店、支店又は営業所等のある者

（8）過去5か年の間に、国、地方公共団体、企業又は団体等から委託を受け、金銭に関する取引又は現金の徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金の回収業務又は現金輸送業務を適正に履行したことがある者

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

（1）この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア　競争入札参加資格申請書

イ　事業経歴書

ウ　登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ　印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ　直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

カ　次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ　使用印鑑届

ク　誓約書

ケ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ　2の（8）に掲げる業務の契約実績の写し

（2）（1）のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の業務種目の大分類が「6　特殊設備保守管理（建築物に係るものを除く。）」、小分類が「4　交通安全施設管理」に表示のある、現に有効な通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

（3）（1）のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年2月27日（金）から平成21年3月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間で、6に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年3月10日（火）午後4時までの間に、6に掲げる場所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4　資格審査説明会の場所及び日時

（1）場所

和歌山市西46番地の1　和歌山県警察本部岡崎庁舎1階　会議室

（2）日時

平成21年3月5日（木）午前10時

5　資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成21年2月27日（金）から平成21年3月11日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6　資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地の1

郵便番号　640-8313

電話番号　073-473-0110（内線248）

ファクシミリ番号　073-473-7824

7　資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年3月18日（水）までに通知する。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成21年3月19日（木）までに書面により求めることができる。

（3）（2）の書面は、持参により提出するものとする。

（4）説明に対する回答については、平成21年3月23日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公　　　告

公　　　告

主要農作物の奨励品種を次のように指定した。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　奨励品種に指定した品種

水稲うるち「きぬむすめ」

2　奨励品種に指定した品種の来歴及び特性の概要

（1）来歴

九州農業試験場（現在の九州沖縄農業研究センター）において、1991年に極早生、極良食味の「キヌヒカリ」を母とし、縞葉枯病抵抗性、良食味の「愛知92号」（後の「祭り晴」）を父として人工交配を行い、その後系統育種法によって選抜固定されたものである。1997年から「西海232号」の地方名が付され、2005年に「きぬむすめ」として命名登録され、2008年に種苗登録された。

（2）特性

和歌山県内の栽培では、中生品種に分類される「日本晴」よりも出穂が1～3日遅く、成熟は同等～2日遅い。草型は、中間型に分類され、耐倒伏性が強い。籾は、まれに短芒を生じ、穎色は「黄白」、ふ先色は「黄白～黄」である。脱粒性は「難」である。穂発芽は、しにくく、穂発芽性「やや難」に分類される。玄米の形状は「中」に属し、粒大は「日本晴」に比べてやや小さい「中」である。搗精歩合は、「日本晴」又は「ヒノヒカリ」並みである。食味は、「ヒノヒカリ」又は「コシヒカリ」と同等以上で「上中」に属する。

入　札　公　告

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年2月27日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　一般競争入札に付する事項

（1）事業年度　平成21年度

（2）業務の名称

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務

（3）業務の内容

仕様書による。

（4）契約期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間

（5）入札金額

年間総額で入札することとする。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第225号に規定するパーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3　契約条項を示す場所及び日時

（1）場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

郵便番号　640-8313

電話番号　073-473-0110

ファクシミリ番号　073-473-7824

（2）日時

平成21年2月27日（金）から平成21年3月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4　入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

（1）入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとお

りとする。

ア　場所

3の（1）に同じ。

イ　日時

3の（2）に同じ。

（2）（1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成21年3月10日（火）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5　入札説明会の場所及び日時

（1）場所

和歌山市西46番地の1　和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

（2）日時

平成21年3月5日（木）午前10時

6　一般競争入札の執行の場所及び日時

（1）一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア　入札場所

5の（1）に同じ。

イ　入札日時

平成21年3月25日（水）午後2時

ウ　開札場所

アに同じ。

エ　開札日時

イに同じ。

（2）（1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8　入札保証金に関する事項

（1）入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（2）入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

（3）入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9　契約保証金に関する事項

（1）契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（2）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10　入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11　入札執行方法の細目

（1）入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

（2）この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。

（3）落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（4）落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12　契約書作成の要否

要

13　契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14　契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15　その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

和歌山県警察本部警務部会計課

（2）所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号　640-8588

電話番号　073-423-0110（代表）

（3）この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。